

【「ごみを出すときの注意事項】危険ごみは種類ごとに別々の袋に入れて出してください。(ボリカゴには入れないでください。)

下水道で住みよいまちづくり

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

●公共下水道の整備状況

平成24年度末で588・4ヘクタールの区域が公共下水道を利用できるようになりました。4月から下水道が使用できる区域は主に次のとおりです。

・富士山地区の一部

・上蒲生地区の一部

・川中子地区の一部

・上梁地区の一部

・上蒲生地区の一部

・川中子地区の一部

・上梁地区の一部

●農業集落排水処理施設の整備状況

農業集落排水は全地区整備を完了して

雨といの排水は、絶対に接続しないでください。
宅地内のますが破損した時は、早めに修理をしてください。

外流しを使用しないときは、栓をするなどしてください。

●接続はお早めに

下水道が使用できる地域は、すみやかに接続をお願いします。
接続するための排水設備の工事は、町指定工事店に直接お申し込みください。

指定工事店については、上下水道課へお問い合わせください。

●事業区域の拡大

公共下水道事業は、富士山地区、上蒲生地区、川中子地区、上梁地区等の整備を予定しています。

●平成25年度整備計画

公共下水道事業は、富士山地区、上蒲生地区、川中子地区、上梁地区等の整備を予定しています。

▼問い合わせ先

上下水道課 業務係

☎(56)9144
上下水道課 下水道係

下水の処理には、ポンプ等汎用の機械を専用です。(本郷台団地等、一部の地域では、雨水専用もあります。)

●下水道を使用される皆さんへのお願い

最近、雨が降った時の下水処理場への流れ入量がふえています。町の下水道は、污水専用です。

下水の処理には、ポンプ等汎用の機械を専用です。(本郷台団地等、一部の地域では、雨水専用もあります。)

ゴーレンパークの ごみの収集

事業系ごみは
ステーションには出せません

4月29日(月)、5月3日(金)、
6日(月)は祝日ですが、ごみ・資源物を収集します。

連休明けは、ごみが増える傾向にあるため収集時刻が遅くなることがあります。

クリーンパーク茂原の休日

4月28日(日)、5月4日(土)、
5日(日)が休みです。

※日曜日、祝日と土曜日が重なる日が休みとなります。

●クリーンパーク茂原

☎028(654)0018

し尿くみ取りの休日

4月27日(土)～29日(月)、5月3日(金)～6日(月)が休みです。

事業系ごみの処分は…

事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条第1項)

事業者は、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託する(有料)。
事業者が自分で直接処理施設等へ搬入する(有料)。

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

ごみ・し尿に関するお知らせ

事業系ごみは
ステーションには出せません

幼稚園就園奨励費補助事業等について

国・栃木県・上三川町では、私立幼稚園における子さんを就園させている保護者の方の入園料及び保育料に係る経済的負担の軽減、また、少子化対策の一環を目的として、園児と生計を一にする世帯の所得状況（園児の両親・祖父母等）に応じて算定された市町村民税課税額により定められた補助金を支給しています。手続きの流れについては、年間を通して全て幼稚園経由で行いますので、手続きが円滑に進みますよう保護者の方のご理解とご協力を願っています。

なお、各補助金制度の詳細については、6～7月に送付予定の説明資料等をご覧ください。

1. 補助金の種類等

① 幼稚園就園奨励費補助金(国・町)

▼対象者＝幼稚園に就園させている保護者
補助金額＝国から通知された補助単価に基づきます。

② 第二子等保育料减免事業費補助金(県・町)

▼対象者＝同時に2人以上の幼稚園に就園させている保護者
補助金額＝県から通知された算定方法に基づきます。

③ 第3子以降子育て支援費補助金(町)

▼対象者＝当該世帯18歳未満の子どもたち、3番目以降の幼稚園を私立幼稚園に就園させている保護者

▼補助金額＝保育料年額（ただし、毎年度知事が定める保育料の上限額を基に算出した保育料年額まで）から①及び②を差し引いた額となります。

※いずれも上三川町に住所を有するお子さん（満3歳児（満3歳に達し、翌年4月を待たずに）、年度途中から私立幼稚園に入園する幼稚園を指します。）から5歳児）が対象となり、年度途中で異動が生じた場合には、補助金は月割りとなります。

※園児と生計を一にする世帯状況（6月1日現在の世帯構成・市町村民税課税額）を基に事務手続きを行います。

2. 手続きの流れ

補助金申請から支給までの手続きの流れは概ね下表のとおりです。各手続きの際には、就園されている幼稚園又は町教育委員会にお問い合わせください。

▼問い合わせ先＝教育総務課
学校教育係
電話 56-9156

時 期	手 続 内 容
H25.4～5月	申請・承諾 該当保護者に「補助金申請事務手続に係る承諾書」の提出を依頼します。
6～7月	調査作成・確認 該当保護者あて「保育料等減免措置に関する調査」及び説明資料を送付し、上記調査の内容確認を依頼します。
8月～	調査内容審査 提出された関係書類の審査を行います。 審査の結果、書類の不備があった場合には、個別に再依頼を行います。
H26.2月上旬	交付決定 補助金の交付決定を行います。
2月下旬～	支給 町から幼稚園へ補助金を振込み、その後、幼稚園から保護者の方に補助金を支給します。 ※支給方法は、就園幼稚園によって異なりますので、詳しくは当該幼稚園にお問い合わせください。

平成25年4月から難病等の方々が障がい福祉サービス等を受けることができます

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々が加わります。

対象となる方々は、身体障がい者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等※の受給が可能となります。

※障がい児・者については、障がい福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。

障がい児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

▼対象者＝対象130疾患（詳細はお問合せください）による障がいがある方々。

▼手続き＝対象疾患にかかっていることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、福祉課窓口に支給を申請してください。その後、障がい程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。

▼問い合わせ先＝福祉課 福祉人権係 電話 56-9128

【「(+)みを出すときの注意事項】「その他の紙」は風等で飛ばされないように紙袋や段ボールのフタをとじて出して下さい。